



大原地区



上部地区



麓地区



花瀬地区

田代地区 鬼火焚き

1月25日～2月3日にかけて錦江町田代の各地区で鬼火焚きが行われました。各地区趣向を凝らし、見物客に猪鍋やぜんざいなどが振る舞われていました。

田代地区では、100年ほど前から、毎年節分の時期に各自治会で行われています。

厄年の方が中心となり、竹で作ったやぐらに火をつけ、竹のはじける音や豆をまくことで厄を祓い無病息災を願う行事として行われています。

各地区、少子高齢化に伴い年々参加する方が減少していますが、今後も伝統行事を継承していきけるよう尽力されていきます。

● 地籍調査からお知らせです。 ●

平成27年度の調査地区及び小字名です。

(事業費の縮小等により調査地区の変更も予想されます)

大根占

① 神川地区 1 1.05 km²

東道原・東道原一・東道原二・猿掛・東猿掛・猿掛入口・岩迫・西ノ谷上

② 神川地区 2 1.06 km²

門口・門口西平・名辺口西平・猿掛田ノ頭・島廻・猪ノ谷口

田代

③ 田代麓地区 0.10 km²

谷添・山ノ口

④ 田代麓地区 1.00 km²

松ノ崎・口ノ野

● 地籍調査について

- 1 年間の立会い日程計画をつくり、通知します。
- 2 現地調査（立会い）前に集合場所・時間等を示し、立会い依頼の通知文書を出します。
- 3 立会いが出来ない場合は代理人の委任状を出していただいております。
- 4 南部開発等の終了した地域は地籍調査と同じ精度の測量が行われておりますので対象外です。
- 5 地籍調査では、台帳名義人の変更（名義変更）はできません。
- 6 地籍調査では、ある一定の条件が必要ですが、土地の分筆・合筆・地目変更・住所変更は出来ます。
- 7 地籍調査で打った杭は各自で管理していただきます。
(年間何千本かの杭を打ちますので役場で管理することは不可能です。ご理解ください。)
- 8 調査地区内、またはその周辺に測量用の杭（境界杭とは別です）を打たせていただきます。この際測量は見通しがきかないと出来ないのでは雑木等の枝払いをさせていただく場合があります。
- 9 公民館等の主なところに黄色の目印テープを用意しておりますので、立会い日までに境界の枝払いをし、なえ竹等にテープを結んで境界のしるしをして立ててください。
- 10 平成27年度の現地立会いは、7月頃から行う予定です。